

# 応募要領

## 1. 公募件名

デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供  
ー令和3年度地方公共団体による先行事業及びデジタル庁 WEB サイト構築業務ー

## 2. 事業概要

政府は、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設することを柱としたデジタル改革について検討を加え、令和2年12月25日、IT基本法の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「デジタル改革基本方針」という。）を閣議決定した。

その後、この方針等を踏まえ、デジタル改革関連法案が本年2月9日に閣議決定され、国会審議を経て成立した。

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

また、デジタル社会の形成に向けた基本的な施策として、政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるクラウドサービスを整備し、令和3年度に運用を開始する予定としており、各府省庁等は、令和4年度以降の新たなクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてクラウドサービスの活用を検討することとされている。

### (1) 地方公共団体による先行事業に向けたクラウドサービスの整備

地方公共団体においては、クラウドサービス上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムを安心して利用できるようにするため、クラウドサービスへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度及び令和4年度にかけて実施することとしている。

具体的には、クラウドサービス上に構築する基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方公共団体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、クラウドサービスに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行うことを予定している。

### (2) デジタル庁 WEB サイトに向けたクラウドサービスの整備

政府は、国民や地方公共団体の声を直接聴きつつ、マイナポータルなど特に多くの国民が利用する国の情報システムについて、行政手続を簡易に行えるようにする観点等から、UI/UXの抜本的な改善を図ることとしており、必要な情報に誰もが素早くア

クセスできるように、各府省庁のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化を図り、令和3年秋までに、各府省庁のウェブサイトのデザイン原則案を策定し、今後設置予定のデジタル庁ウェブサイトにおいて当該原則案の検証を実施する予定である。

本件は、上記(1)、(2)を実施するために、その基盤となるクラウドサービスの提供を公募するものである。

### 3. 公募期間

令和3年10月4日(月曜日)から令和3年10月15日(金曜日)  
17時まで以下記提出先必着分に限る。

### 4. 業務形態

クラウドサービスの提供

### 5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) デジタル庁における入札制限等に関する規程(令和3年9月1日会計担当参事官決定)に基づき入札制限対象企業の指定を受けていない者(入札制限の適用を除外された者を含む。)であること。(※本規程の適用は、予定価格が10万SDR以上の調達案件が対象。)

(6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(8) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

## 6. 公募対象

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 I S M A P (イスマップ) に登録されているクラウドサービスのうち、調達仕様書に添付されている「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスを運営する事業者。

なお、本公募においては、複数の事業者による共同提案は認めない。

## 7. 応募方法等

### (1) 提案書の作成

- ・ 応募しようとする事業者は、別添の「デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供」調達仕様書を熟読の上、以下のとおり提案書を提出するものとする。
- ・ 提案書は、調達仕様書に添付されている「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」に記載されている要件を満たすことを証する書類を作成すること。
- ・ 提案書等の作成費用は試算結果にかかわらず提案者の負担とする。
- ・ 提案書は日本語で作成すること。
- ・ 提案書等については、電子媒体 (CD-R 等) 1 部提出すること。なお、電子媒体の保存形式は、Word、Excel、PowerPoint のいずれかとし、PDF 形式での保存は不可とする。

### (2) 個別契約書 (約款等含む) の提出

- ・ 応募しようとする事業者は、提供するクラウドサービスに係る個別契約書 (約款等含む) の雛形を提出すること。

### (3) 全省庁統一資格の提出

- ・ 令和1・2・3年度 (平成31・32・33年度) 全省庁統一資格の写しを電子媒体 (PDF形式) にて提出すること。

### (4) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理しないものとする。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。

提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とする。

## 8. 提出期限及び提出先等

本応募要領に従って提案書を電子媒体にて作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて提出すること。

- (1) 提出期限：令和3年10月15日（金）17時必着
- (2) 提出先：「デジタル庁デジタル社会共通機能Gクラウドチーム宛」  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19階  
電話：03-6872-6196
- (3) 本応募要領に関する問い合わせ  
デジタル庁デジタル社会共通機能Gクラウドチーム 山海  
電話：03-6872-6196

## 9. 委託先の選定

### (1) 審査の方法

提出された提案書について、デジタル庁デジタル社会共通機能Gクラウドチームが要求する要件を満たしているか審査します。

審査に当たっては、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等を依頼する場合があります。

### (2) 審査結果の公表及び通知

審査の結果、ガバメント・クラウドとして採用したクラウドサービス名称（クラウドサービス提供事業者名を含む。）については、ウェブサイト等で公開します。不採用となったクラウドサービスについては、その旨を不採用とした理由とともに提案者へ通知します。

### (3) スケジュール

令和3年

10月4日：公募開始

10月15日：公募締切

10月中旬（予定）：契約先決定、公表